公益財団法人厚木市スポーツ協会スポーツ団体活動促進費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市スポーツ協会の加盟団体(以下「加盟団体等」という。)に対して、その活動費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の額)

第2条 助成金の額は、均等割の120,000円に下表に掲げる会員数割の額を加えた額とする。

会 員 数(人)	会 員 数 割 額(円)
$\sim$ 2 5 0	0
$251 \sim 500$	5, 000
5 0 1 ~ 7 5 0	10,000
751~1,000	15,000
1, 001~1, 500	20,000
1, 501~	25,000

(交付申請)

- 第3条 助成金の交付を受けようとする加盟団体等の代表者は、助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、公益財団法人厚木市スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 規約等(変更のある場合)
  - (4) 役員名簿
  - (5) 会員名簿(会員数のみも可)
  - (6) 事務局連絡票

(実績報告)

- 第4条 助成金の交付を受けた申請者は、事業年度が終了したときから30日以内に事業 実績報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書

(交付金の返還)

第5条 会長は、助成金を受けた申請者が、虚偽の申請等をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は、一部を返還させることができる。

附 則この要綱は、平成11年4月1日より施行する。附 則この要綱は、平成13年4月1日より施行する。附 則この要綱は、平成23年6月1日より施行する。附 則この要綱は、令和2年4月1日より施行する。